

# 訴 状

令和 5 年 2 月 21 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 福永 活也



## 当事者の表示

〒105-0004 東京都港区

原 告

東 谷 義 和



(送達場所)

〒107-0062 東京都港区南青山 4-16-11 R・SQUARE108 福永法律事務所

上記原告訴訟代理人弁護士 福 永 活 也

電話 03-5413-5557 FAX 03-6774-8436

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22 サンタワーズセンタービル 5 階

株式会社トライストーン・エンタテイメント内

被 告

綾野剛こと川井剛

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 220 万円

貼用印紙額 16,000 円



## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 2,200,000 円及び訴状の日の翌日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

#### 1 原告

原告は NHK 党所属の現職参議院議員であり、被告とは旧知の仲である。

#### 2 被告

被告は、芸能事務所である被告株式会社トライストーン・エンタテイメントに所属している俳優である。

### 第2 事案の概要

#### 1 被告による未成年淫行

原告及び被告は、平成 28 年 4 月 10 日、友人らと飲み会をしていた際、原告が被告に対して、当時 17 歳であった女性を紹介した。

その後、被告は、当該女性を大阪市内のホテルに連れて帰り、未成年淫行に及んだ。

#### 2 原告による被告の未成年淫行の暴露

原告は、以前開設していた YouTube チャンネル「ガーシーチャンネル」において、前項記載の被告による未成年淫行を暴露した。

#### 3 被告による原告に対する刑事告訴

被告は、前項の原告による被告の未成年淫行の暴露に関して、令和 5 年 1 月以前（具体的な時期は不明）、名誉毀損を被疑事実とする刑事告訴をした。

#### 4 原告に対する刑事捜査

前項の刑事告訴を契機に、原告に対しては刑事捜査が行われており、原告知人宅に対して家宅捜査が行われ、また、原告に対しては任意の事情聴取の要請が来ている。

#### 5 被告による刑事告訴が虚偽告訴であること

原告による暴露は、国民的俳優である被告が過去に未成年淫行をしたという事実関係を述べるものであり、被告の社会的評価を低下させる可能性があるが、暴露内容は真実であり、また、原告は被告という国民的俳優やそれを扱うメディアの在り方に対する問題提起の目的でこのような暴露を行っており、公共性及び公益目的が認められ、違法性が阻却される。そして、このことは被告自身も認識している。

よって、被告の上記刑事告訴は虚偽告訴である。

#### 6 原告が被った損害

原告は、被告の虚偽告訴により、友人宅が家宅捜査を受け、さらに自身にも任意の事情聴取要請が来るなど、多大な不安、精神的苦痛を負っている。

このような精神的苦痛を慰謝するには金 200 万円を下回らない。

また、原告は本件訴訟を提起するために弁護士に委任することとなり、弁護士費用の負担が発生している。これは慰謝料本体額の 1 割に相当する金 20 万円の範囲で本件不法行為との因果関係が認められる。

結果、原告は被告の虚偽告訴により金 220 万円の損害を被っている。

#### 第 4 終わりに

よって、原告は被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、金 2,200,000 円及びこれに対する本件訴状送達から支払済みまで民法所定の法定利率年 3 分の割合に基づく遅延損害金の支払いを求める。

以上

付属書類

1 訴状副本

1 通